法第26条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては（略）次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第１項各号（略）に該当する場合は、この限りでない。

＜参考＞

法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（略）にある第三者（略）に個人データを提供する場合には、前条第１項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。(略)

次の⑴から⑷までに掲げる第三者提供については、個人データが転々流通することは想定されにくいことに鑑み、確認・記録義務は適用されない。

また、外国にある第三者に対して個人データを提供する際も、次の⑴から⑷までに掲げる第三者提供については、記録義務は適用されない（法第24条、【外国にある第三者に個人データを提供する場合の確認・記録義務の適用】参照）。

なお、⑴から⑷までの詳細については、通則ガイドライン「３－４－１　第三者提供の制限の原則」を参照のこと。

⑴　法令に基づく場合（法第23条第１項第１号関係）

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第１項第２号関係）

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第１項第３号関係）

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第23条第１項第４号関係）

２－１－２　法第23条第５項各号に掲げる場合

法第25条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（略）に提供したときは、(略) 記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条（略）第５項各号（略）に該当する場合は、この限りでない。

法第26条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、(略) 次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条（略）第５項各号（略）に該当する場合は、この限りでない。

次の⑴から⑶までに掲げる第三者提供については、法第23条第５項柱書において「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、確認・記録義務は適用されない。

他方、外国にある第三者に対して、次の⑴から⑶までの類型により、個人データを提供する際の記録義務の適用関係は、【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】のとおりとなる。

なお、⑴から⑶までの詳細については、通則ガイドライン「３－４－３　第三者に該当しない場合」を参照のこと。

⑴　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（法第23条第５項第１号関係）

⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（法第23条第５項第２号関係）

⑶　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（法第23条第５項第３号関係）

【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】

外国にある第三者に対する個人データの提供は、次の類型ⅠからⅣまでに分けられる。各類型と記録義務の適用関係は次の＜適用表＞のとおりとなる。

類型Ⅰ：本人の「同意」(法第24条) を得ている場合

類型Ⅱ：当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）で定められた国にある場合

類型Ⅲ：当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

類型Ⅳ：「２－１－１　法第23条第１項各号に掲げる場合」に該当する場合

＜適用表＞

<table>
<tr><td colspan="2">類型の別</td><td rowspan="2">記録義務の適用の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">類型Ⅰ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">類型Ⅱ又は類型Ⅲ</td><td>「２－１－２　法第23条第５項各号に掲げる場合」に該当しない場合（＊２）</td><td>有（＊１）</td></tr>
<tr><td>「２－１－２　法第23条第５項各号に掲げる場合」に該当する場合</td><td rowspan="2">無</td></tr>
<tr><td colspan="2">類型Ⅳ</td></tr>
</table>

（＊１）記録義務が適用される場合の記録の作成方法、記録事項などについては、国内の第三者に個人データを提供する場合と同様に、「４　記録義務」に従うこととなる。

（＊２）具体的には、法第23条第１項柱書（「本人の同意」）又は法第23条第２項（オプトアウト）に基づき、第三者提供を行う場合である。

２－１－３　第三者が法第２条第５項各号に掲げる者である場合

法第25条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第２条第５項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、(略) 記録を作成しなければならない。

本人又は個人情報取扱事業者以外の者である「第三者」のうち、次の⑴から⑷までに掲げる者との間で個人データの授受を行う場合は、確認・記録義務は適用されない。以下、本ガイドラインにおいて「第三者」というときは、基本的に、次の⑴から⑷までに掲げる者を除くものとする。

⑴　国の機関（法第２条第５項第１号関係）

⑵　地方公共団体（法第２条第５項第２号関係）

⑶　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）（法第２条第５項第３号関係）

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）（法第２条第５項第４号関係）